水道・農業集落排水処理施設をご利用される皆様へ

白岡市上下水道部経営課

◎　水道料金・農業集落排水処理施設使用料の支払方法等について

水道料金・農業集落排水処理施設使用料のお支払は、次の３つの方法があります。当市では便利で安全、確実な口座振替によるお支払をお勧めしております。

○　口座振替

お申込みは、通帳・通帳印・納入通知書・口座振替依頼書をお持ちのうえ、金融機関窓口でお手続きをお願いします。

口座振替取扱金融機関

埼玉りそな銀行　三菱ＵＦＪ銀行　みずほ銀行　三井住友銀行
南彩農業協同組合　足利銀行　武蔵野銀行　りそな銀行
埼玉縣信用金庫　中央労働金庫　ゆうちょ銀行（郵便局）

○　納入通知書

全国の地方税統一ＱＲコード対応金融機関、コンビニエンスストア、市役所内金融機関派出所又は上下水道部経営課（高岩浄水場内）へ納入通知書をお持ちになり、お支払いしてください。

収納取扱コンビニエンスストア

セブンーイレブン　ファミリーマート※　ローソン　ミニストップ　デイリーヤマザキ
ヤマザキデイリーストアー　ポプラ　MMK設置店　セイコーマート　スリーエイト
生活彩家　タイエー　ハセガワストア　ヤマザキスペシャルパートナーショップ
ニューヤマザキデイリーストア　ローソンストア１００　ハマナスクラブ
※デジタル店舗（「FamiPay 請求書支払い」）を含む。

○　スマートフォン決済

納入通知書に印字されたコードを対応する決済アプリで読み取ることで、納付することができます。２次元コード（ｅＬ－ＱＲ）とバーコードで対応する決済アプリが異なります。

利用可能な決済アプリ（バーコード）

ＰａｙＢ　PayPay 請求書払い　ｄ払い　請求書払い　au PAY（請求書支払い）
楽天ペイ（請求書払い）　AEON Pay 請求書払い
＊決済可能金額は 30 万円以下です。

利用可能な決済アプリ（ｅＬ－ＱＲ）

以下のＵＲＬから対応する決済アプリをご確認ください。
https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=payment_application

◎　こんなときはお早めに届出を

・水道を使用するとき……使用開始届　・水道の使用者が変わるとき……使用者変更届
・水道を止めるとき　……使用休止届　・水道の所有者が変わるとき……所有者変更届

◎　水道メーターの検針にご協力をお願いします

・水道メーターボックスの上には物を置かないでください。
・水道メーターボックスの中は、きれいにしておいてください。
・犬は入り口や水道メーターボックスから離してつないでください。
・家を増改築するときは水道メーターボックスが床下や屋内にならないようにしてください。

◎　水道料金について

水道料金は、基本料金及び超過料金の合計額です。基本料金は水道メーターの大きさによって基本料金が異なる口径別の料金です。超過料金は使用水量が多くなるほど１㎥当たりの料金が段階的に高くなる逓増従量料金体系（消費抑制型）です。

水道料金表（２か月につき）

メーター口径	基本料金 基本水量	基本料金 金額	超過料金（１㎥につき）
13mm	16㎥まで	2,496 円	16㎥を超え 40㎥まで 137 円 40㎥を超え 70㎥まで 160 円 70㎥を超え 100㎥まで 183 円 100㎥を超え 200㎥まで 195 円 200㎥を超え 1,000㎥まで 218 円 1,000㎥を超え 2,000㎥まで 229 円 2,000㎥を超え 6,000㎥まで 263 円 6,000㎥を超え 10,000㎥まで 309 円 10,000㎥を超える分 344 円
20mm		4,396 円	
25mm	――	5,794 円	1㎥から 70㎥まで 160 円 70㎥を超え 100㎥まで 183 円 100㎥を超え 200㎥まで 195 円 200㎥を超え 1,000㎥まで 218 円 1,000㎥を超え 2,000㎥まで 229 円 2,000㎥を超え 6,000㎥まで 263 円 6,000㎥を超え 10,000㎥まで 309 円 10,000㎥を超える分 344 円
30mm		8,816 円	
40mm		15,962 円	
50mm		28,464 円	
75mm		77,632 円	
100mm		135,224 円	
150mm 以上	市長が別に定める		

＊料金は、基本料金と超過料金の合計額に消費税及び地方消費税を加えた額となります。

◎　農業集落排水処理施設使用料について

農業集落排水処理施設使用料は、基本料金及び人数割料金の合計額です。

農業集落排水処理施設使用料料金表（２か月につき）

基本料金	人数割料金（１人につき（※））
4,000 円	600 円

＊料金は、基本料金と超過料金の合計額に消費税及び地方消費税を加えた額となります。
＊事業所等の人数割料金は、日本産業規格「建築物の用途別によるし（屎）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302-2000）」により人数を算定します。
＊住宅と事業所等を併用する場合の人数割料金は、居住する人数に事業所等の基準により算定した人数を加算して算定します。
＊居住人数が変更になった場合は、人数割変更届出書をご提出ください。料金は、変更のあった月の属する翌月から変更になります。

お問合せは…**白岡市上下水道部経営課**　白岡市高岩２２１１番地　☎ ９２－１３０４